

指標 1 1 (業績指標 1 8 1)

まちづくりによる公共交通利用可能性の改善率

評 価	
C-2	目標値：約 1 1 % (平成 2 4 年度) 実績値： 0 % (平成 1 9 年度) 初期値： 0 % (平成 1 9 年度)

(指標の定義)

集約型都市構造を目指す都市において、自動車に過度に依存することなく移動できる環境を創出するため、都市交通施策や土地利用誘導等のまちづくりにより基幹的な公共交通の駅、停留所等から一定の圏域内に居住している人口を増加させる。

(注) 基幹的な公共交通とは、運行間隔、定時性等に優れた利用者にとって利便性の高い公共交通

<分母> H19 年度時点で基幹的な公共交通を利用できる人口の割合 (64.6%) と 30 年後に想定している基幹的な公共交通を利用できる人口の割合 (75.0%) の差

<分子> H19 年度時点で基幹的な公共交通を利用できる人口の割合 (64.6%) と各年度における基幹的な公共交通を利用できる人口の割合の差

(目標設定の考え方・根拠)

集約型都市構造を目指す都市の市街地において、用途地域内に居住する人口のうち、基幹的な公共交通の駅、停留所等から一定の圏域内に居住している人口の割合を、30 年後には 75% (4 人に 3 人程度) まで増加させることを目的として、平成 24 年度までに各種事業の推進等によって見込まれる改善割合を目標 (11%) として設定。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方公共団体 (事業主体)、公共交通事業者

(重要政策)

【施政方針】

第 1 6 9 回国会 施政方針演説 (平成 2 0 年 1 月 1 8 日) 「市街地の中心部に公共施設や居住施設を集中したり、路面電車を導入する取組などを支援します。」

【閣議決定】

なし

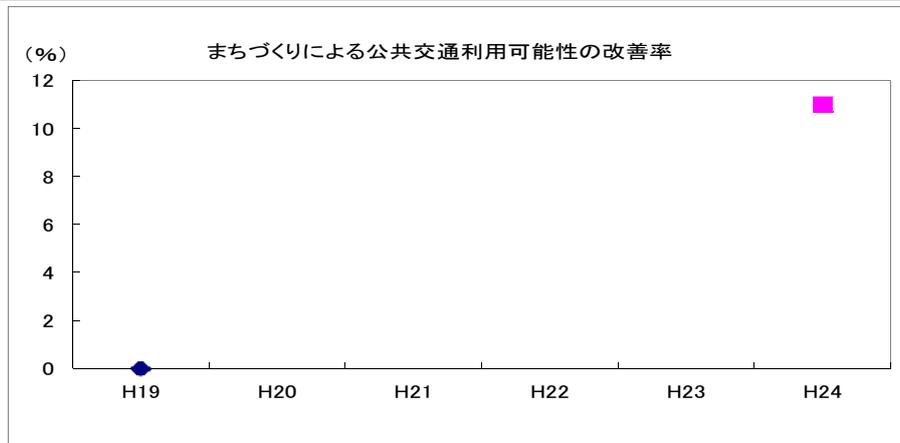
【閣決 (重点)】

・社会資本整備重点計画 (平成 2 1 年 3 月 3 1 日) 「第 2 章及び第 5 章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	
—	—	0 %	調査中	調査中	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○都市交通システム整備事業

徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを整備し、都市交通の円滑化を推進するとともに、都市施設整備

や土地利用の再編により都市再生の推進を図る。
予算額 2,452 百万円（平成 21 年度）

関連する事務事業の概要

- 市街地再開発事業
都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る市街地再開発事業を、補助、融資、債務保証、税制特例等により支援し、その推進を図る。
- 都市再生区画整理事業
防災上危険な密集市街地及び空洞化が進展する中心市街地等の都市基盤が不十分で整備の必要な既成市街地等において、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行い、以て土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成 21 年度の実績値は現在調査中であり進捗は判断できないが、当該年度においては中野区など全国 25 箇所
で都市交通システム整備事業を執行、順調に終了しており、特段の外部要因もなかったことから、前年度よりは
順調に進捗することが見込まれる。

(事務事業の実施状況)

- ・都市交通システム整備事業により、全国 25 箇所において、自由通路・駅前広場の整備、駅施設・駅前広場の
バリアフリー化による利便性の向上を図った。
- ・また、LRT 等の利便性の高い公共交通機関に対する支援等を実施し、都市交通の円滑化の推進を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成 21 年度の実績値は現在調査中であり進捗は判断できないが、当該年度においては全国 25 箇所
で都市交通システム事業を執行し、順調に終了したことに加え、公共交通を中心としたまちづくりを目指す都市交通戦
略を盛岡市、京都市等が策定している。以上のことより、指標が順調に進捗することが見込まれ、今後とも現
在の施策は維持すべきと考えられることから、C-2 と評価した。
- ・今後、将来の都市像を明確にし、必要となる都市交通施策や実施プログラム等を内容とする都市交通戦略等の
計画策定を行う都市数をさらに増加させる必要がある。また、公共交通の利便性の向上を目指して、都市交通
システム事業のさらなる利用促進を図る必要がある。
- ・京都市等の都市交通戦略を策定する予定の都市があることに加え、自由通路、駅前広場の整備、駅施設・駅前
広場のバリアフリー化等の公共交通の利便性向上のための取組を計画している地方公共団体等があることか
ら、今後とも現状の施策を継続する必要がある。
- ・平成 21 年度より、都市交通システム整備事業において、集約型都市構造の実現を目指し、自動車に過度に依
存することなく、人と環境にやさしい自転車を主要な都市交通として活用を図るため、自転車関連経費に対す
る支援を拡充し、更なる都市交通の円滑化に努めている。

平成 22 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 22 年度)

なし

(平成 23 年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局街路交通施設課整備室（室長 西岡 誠治）

関係課：都市・地域整備局市街地整備課（課長 望月 明彦）

指標 1 2 (業績指標 1 6 2)

都市再生整備計画の目標達成率

評 価

A-2	目標値：80%以上（毎年度） 実績値：81.4%（平成21年度） 初期値：81.9%（平成19年度）
-----	--

(指標の定義)

まちづくり交付金の交付を受けるために市町村が作成する都市再生整備計画（以下、「計画」という。）について、それぞれの計画に掲げられた目標を定量化する指標の達成率を%変換し、その二乗平均値※を、当該計画の達成率とし、当年度終了の全ての計画の達成率の単純平均値を出す。

※複数指標の達成率をひとつのベクトルの距離として表すことができるため、当該計画の達成率を一元的かつ明快に表現することが可能となる。

(目標設定の考え方・根拠)

都市再生整備計画に掲げられた目標の達成率について一定の水準（例えば80%）以上を維持。

平成18年度の実績値が81.8%と高い水準であったことから、この水準（80%）の維持を目標値の設定根拠とする。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

市町村（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

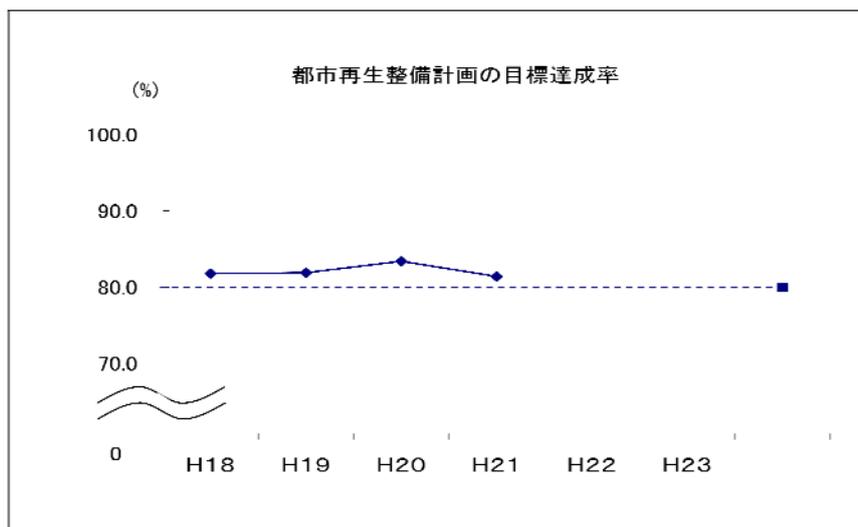
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値	(年度)			
H17	H18	H19	H20	H21
—	81.8%	81.9%	83.4%	81.4%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○まちづくり交付金
地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る。

予算額 2,360億円（平成21年度）
実施地区数 750市町村 1,278地区（平成21年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成21年度の実績値は81.4%で、目標値である毎年度80%以上の水準を維持しており、順調である。

（事務事業の実施状況）

平成16年度の制度創設以来、延べ1,705地区（872市町村）で地域の創意工夫を活かしたまちづくりが進められており、平成21年度においては全国1,278地区（750市町村）で事業が実施された。

平成18年度末には、制度創設後初めて29地区が事業完了を迎え、平成21年度末には376地区が完了しており、これまで延べ802地区において事業を完了し、事後評価（目標の達成度等の評価）を行っている。

平成22年度においては、約330地区が事業完了を迎える予定。

※まちづくり交付金の実施地区数・予算額・完了地区の推移

	実施地区数	予算額（国費）	完了地区数
平成16年度	355地区	1,330億円	—
平成17年度	740地区	1,930億円	—
平成18年度	1,102地区	2,380億円	29地区（当該年度末）
平成19年度	1,326地区	2,430億円	61地区（当該年度末）
平成20年度	1,428地区	2,660億円	336地区（当該年度末）
平成21年度	1,278地区	2,360億円	376地区（当該年度末）

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は81.4%であり、目標値以上の水準を維持し順調に推移している。社会資本整備総合交付金の創設により、まちづくり交付金事業は、引き続き、都市再生整備計画事業として実施されることとなり、各地区における取組の効果的・効率的な展開が期待できることから、A-2と評価した。

平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成22年度）

○社会資本整備総合交付金の創設

- ・まちづくり交付金を含む国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金等を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫が活かせる総合的な交付金として社会資本整備総合交付金が創設された。
- ・なお、平成21年度末までに国土交通省に提出のあった都市再生整備計画については、新たに社会資本総合整備計画を作成することなく、交付期間内において社会資本整備総合交付金の交付が可能。
- ・新たに都市再生整備計画を作成する場合は、当該都市再生整備計画を社会資本総合整備計画に記載することで、社会資本整備総合交付金の交付が可能。

社会資本総合整備計画に都市再生整備計画を複数位置付けることや他の基幹事業や関連事業を位置付けることが可能となり、地方公共団体にとってより自由度の高まった制度創設により、都市再生整備計画に掲げられた目標の達成に寄与すると考える。

（平成23年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室（室長 神田 昌幸）

指標 13 (業績指標 182)

開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間

評 価

A-2	目標値：約1割削減 (約118万人・時/日) (平成24年度) 実績値：約130万人・時/日 (平成21年度) 初期値：約132万人・時/日 (平成19年度)
-----	--

(指標の定義)

踏切遮断による待ち時間がある場合と対策後の踏切通過に要する時間の差

開かずの踏切等の遮断時間による損失時間

= 踏切遮断による待ち時間がある場合に踏切通過に要する時間 - 対策後に踏切通過に要する時間

(目標設定の考え方・根拠)

連続立体交差事業や道路の立体化等の踏切対策のスピードアップを図ることにより、開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間を5年間で約1割削減することを目標とする。

(外部要因)

地元調整の状況、踏切道の交通量等

(他の関係主体)

地方公共団体(事業主体)、鉄道事業者

(重要政策)

【施政方針】

第169回国会施政方針演説(平成20年1月18日)

「開かずの踏切の解消など国民生活に欠かすことのできない対策は実施しなければなりません。」

【閣議決定】

京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日)

「ボトルネック踏切等の対策といった交通流対策を実施する。」

(第3章-第2節-1-(1)-①-イ-D)

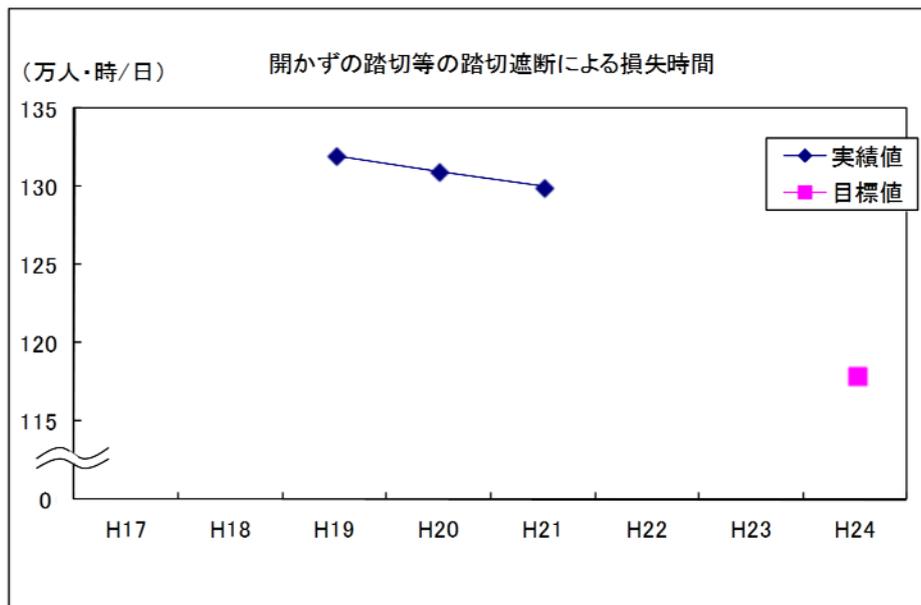
【閣決(重点)】

社会資本整備重点計画(平成21年3月31日)「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	H21
-	-	約132 万人・時/日	約131 万人・時/日	約130 万人・時/日	約130 万人・時/日



事務事業の概要

主な事務事業の概要

開かずの踏切等の解消

- ・ 長時間の踏切遮断による交通渋滞を緩和・解消するため、連続立体交差事業や道路の立体化等により、開かずの踏切等の解消を推進する。(◎)

予算額：道路交通円滑化事業費等 5,466億円の内数(平成21年度)

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・ 平成19年度の実績値132万人・時/日に対して、平成21年度の実績値は約130万人・時/日となっている。目標値に向けた直線的な削減を想定するとやや不足している様に見えるが、連続立体交差事業や道路の立体化等は、事業完了まで長期間を要し完成により加速度的に損失時間の削減が見込まれる。多くの事業が工程の工夫等による早期効果発現に向け順調に推移していることから、目標の達成に向け順調に進捗していると言える。

(事務事業の実施状況)

- ・ 開かずの踏切等に対し、連続立体交差事業や道路の立体化等により、踏切除却を行う抜本的な対策について工程の工夫等のスピードアップを図り推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 踏切除却を行う抜本的な対策のスピードアップが図られ、今年度既に片線を先行して高架化した箇所や、今後高架切替が予定されている箇所があるなど、事業の早期効果発現が期待でき、平成22年度以降も着実な進捗が見込まれることから、A-2として評価した。
- ・ 引き続き、開かずの踏切等の解消を推進し、踏切遮断による損失時間削減を目標としていく。

平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

なし

(平成23年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：道路局 路政課(課長 吉田 英一)

関係課：都市・地域整備局 街路交通施設課(課長 松井 直人)

鉄道局 施設課(課長 高橋 俊晴)

指標 14 (業績指標 68)

地震時に滑動崩落による重大な被害の可能性のある大規模盛土造成地が存在する地方公共団体のうち、宅地ハザードマップを作成・公表し、住民に対して情報提供を実施した地方公共団体の割合

評価

A-1	目標値：約 40% (平成 24 年度) 実績値：約 5% (平成 21 年度) 初期値：約 1% (平成 19 年度)
-----	--

(指標の定義)

地震時に滑動崩落による重大な被害の可能性のある大規模盛土造成地が存在する約 125 の地方公共団体のうち、宅地ハザードマップを作成・公表し、住民に対して情報提供した地方公共団体の割合

<分母>地震時に滑動崩落による重大な被害の可能性のある大規模盛土造成地が存在する地方公共団体の数 (125)

<分子>宅地ハザードマップを作成・公表した地方公共団体の数

(目標設定の考え方・根拠)

地震時に滑動崩落による重大な被害の可能性のある大規模盛土造成地が存在する地方公共団体においての現在までの事業実績及び進捗状況を踏まえ、今後の事業計画を考慮して設定した。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方公共団体

(重要政策)**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

- ・ 住生活基本計画 (平成 18 年 9 月 19 日)
大規模な火災や自然災害に対する住宅市街地の安全性を高めるため、宅地耐震化対策、浸水対策、土砂災害対策、津波・高潮対策等を推進するとともに、道路等の基盤施設整備と建築に係る規制の緩和を一体的に推進すること等により密集住宅市街地の整備を推進する。(第 2 章)

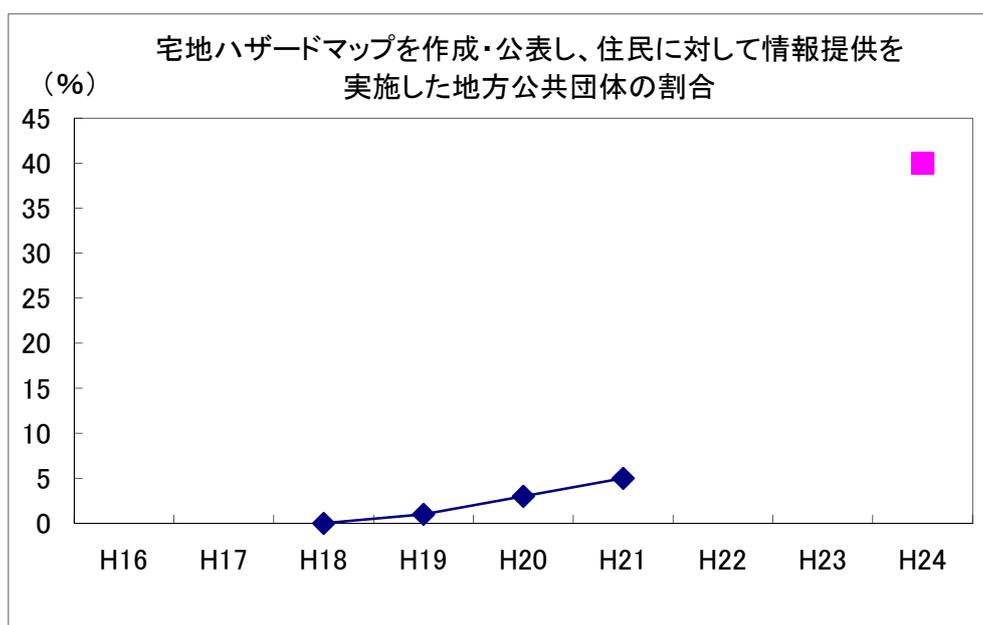
【閣決(重点)】

- ・ 社会資本整備重点計画 (平成 21 年 3 月 31 日)「第 2 章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値	(年度)				
	H17	H18	H19	H20	H21
	—	0	1%	3%	5%



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○宅地耐震化推進事業

地震時に危険な大規模盛土造成地の被害を軽減するため、変動予測調査（宅地ハザードマップ作成）を行い、住民への情報提供を図る等。

予算額 2.9億円（平成21年度国費）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

宅地ハザードマップを作成・公表している地方公共団体は、平成21年度で5%であり、現在実施中や新規に着手する地方公共団体の数を考慮すると、目標については概ね達成される見込み。

（事務事業の実施状況）

・平成21年度までに28の地方公共団体が変動予測調査を実施。また、平成19年7月の新潟県中越沖地震において被災した新潟県柏崎市山本団地地区に対して滑動崩落防止工事を実施し、平成20年度に完了。平成21年9月から10月にかけて宅地耐震化推進事業に関するブロック会議を開催し、関係機関における情報提供や情報共有を図り、宅地の耐震化を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・宅地の耐震化に向けて、今後更なる施策の推進が必要であることから、地方公共団体等との連絡調整会議を引き続き実施する。また、宅地所有者への普及啓発や合意形成に関する手法等について検討を行うことから、A-1と評価した。

平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成22年度）

宅地耐震化推進事業について、宅地所有者に対する適切な情報提供等を通じた変動予測調査や滑動崩落防止工事の合意形成が促進されるための手法の検討等を行い、宅地耐震化の推進を図る。なお同検討には、行政事業レビュー（公開プロセス）のとりまとめ結果である抜本的な制度の見直しも含む。

（平成23年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市・地域整備局都市・地域安全課 都市・地域防災対策推進室（室長 日野 康彦）

指標 15 (業績指標 67)

地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地 (約 8, 000 ha) のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合

評価	
A-1	目標値：概ね 10 割 (平成 23 年度) 実績値：約 35% (平成 19 年度) 初期値：約 35% (平成 19 年度)

(指標の定義)

密集市街地のうち、延焼危険性が特に高く地震時等において大規模な火災の可能性があり、そのままでは今後 10 年以内に最低限の安全性を確保すること (※) が見込めないことから重点的な改善が必要な密集市街地 (全国約 8, 000 ha) [分母] の中で、最低限の安全性が確保される市街地 [分子] の割合。

(※) 地震時等において同時多発火災が発生したとしても、際限なく延焼することがなく、大規模な火災による物的被害を大幅に低減させ、避難困難者がほとんど生じないことをいい、市街地の燃えにくさを表す指標である不燃領域率で 40% 以上を確保すること等をいう。不燃領域率とは、市街地面積に占める耐火建築物等の敷地及び幅員 6m 以上の道路等の公共施設面積の割合。

(目標設定の考え方・根拠)

都市再生プロジェクト (第 3 次決定) において、地震時に大きな被害が想定される危険な密集市街地について、特に大火の可能性が高い危険な密集市街地 (全国で約 8, 000 ha) を対象に重点整備し、平成 23 年度末までに最低限の安全性を確保することとされている。さらに、同プロジェクト (第 1 2 次決定) では、整備・改善速度の加速化が必要とされている。これらの決定を踏まえて、目標を設定した。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体、都市再生機構等 (事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

- 第 162 回国会 施政方針演説 (平成 17 年 1 月 21 日) 「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。」
- 第 166 回国会 施政方針演説 (平成 19 年 1 月 26 日) 「災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」

【閣議決定】

- 住生活基本計画 (平成 18 年 9 月 19 日) 大規模な火災や自然災害に対する住宅市街地の安全性を高めるため、宅地耐震化対策、浸水対策、土砂災害対策、津波・高潮対策等を推進するとともに、道路等の基盤施設整備と建築に係る規制の緩和を一体的に推進すること等により密集住宅市街地の整備を推進する。(第 2 章)
- 経済財政改革の基本方針 2007 (平成 19 年 6 月 19 日) 大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する。(第 4 章 5.)

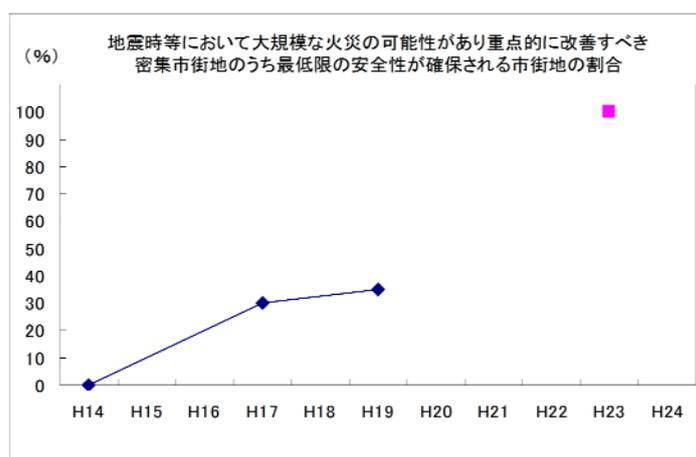
【閣決 (重点)】

社会資本整備重点計画 (平成 21 年 3 月 31 日) 「第 2 章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H17	H18	H19	H20	H21	H22
28.8%	—	約 35%	—	—	—



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 密集市街地の緊急整備の促進のため、各種制度の充実等を行う。(◎)
 - ・住宅市街地総合整備事業により老朽住宅の除却・建替、地区施設等の整備を図る。
(予算額：327億円の内数(平成21年度国費))
 - ・住宅地区改良事業等により不良住宅の買収・除却、改良住宅の建設、地区施設等の整備を図る。
(予算額：地域住宅交付金1,940億円の内数(平成21年度国費))
 - ・独立行政法人住宅金融支援機構のまちづくり融資制度により、住宅市街地総合整備事業の整備計画区域内等における共同建替事業に対する融資を行う。
 - ・都市防災総合推進事業により、地区公共施設の整備、建築物の不燃化等を図る。
(予算額：38.72億円(平成21年度国費))
 - ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(所得税・法人税・個人住民税) 防災街区整備事業等の用に供するために土地等を譲渡した個人・法人に軽減税率を適用。
減収見込額：1,518百万円の内数(平成21年度)
 - ・防災街区整備事業の施行に伴い新築された防災施設建築物に係る特例措置(固定資産税)
防災街区整備事業の施行に伴い新築された、防災施設建築物に該当する家屋のうち、一定の要件を満たすものについては固定資産税を減額。
 - ・認定建替計画に係る土地等を取得した場合の特例措置(不動産取得税)
認定建替計画に係る土地等を取得した場合に、当該土地等の取得に係る不動産取得税について、当該土地の5分の1に相当する額を課税標準から控除する。
減収見込額：3.3百万円(平成21年度)
- (注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

特に大火の可能性の高い危険な密集市街地の最低限の安全性の確保については、平成19年度末までに約35%進捗している。

(事務事業の実施状況)

- 密集市街地の緊急整備の促進のため、以下の制度改正等を行った。
 - ・住宅市街地総合整備事業において、密集市街地整備の一層の促進のため、高齢者等の従前居住者の受け皿となる住宅に係る家賃対策補助や防災街区整備事業による公共施設整備に係る補助を合理化するとともに、共同建替の敷地面積要件を緩和した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値は達成できないことになるが、多くの事業が円滑に進捗していることから、今後の実績値の上昇が見込まれ、目標年度に目標値の達成が見込まれる。今後は、密集市街地の住宅・建築物の耐震化・不燃化の促進を図るため、密集市街地において実施する住宅・建築物安全ストック形成事業制度について、助成対象に「防火改修に要する費用」を追加するとともに、延焼の危険性が高い建物で防火改修を併せて行う耐震改修に対する限度額の引き上げを行う。以上からA-1と評価した。
- なお、当該指標については平成14年度において平成19年度までに約3割の目標値を設定しており、目標については概ね達成されているが、重点密集市街地の整備改善については、都市再生プロジェクト第3次決定(平成13年12月都市再生本部決定)において、平成23年度末までに最低限の安全性を確保することとされており、同第12次決定(平成19年1月)においても取り組みを加速化する旨再度プロジェクト決定される等、重要な課題である。このため、今後も取組みをよりスピードアップしていく必要があることから、引き続き、道路等の基盤整備を推進しつつ、老朽化した建築物の建替の促進を図ることにより、危険な密集市街地のリノベーションを戦略的に推進するために、平成19年度において平成23年度までに概ね10割の目標値を新たに設定し、指標を継続している。

平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

- 平成22年度より、従来の補助金が変わって、「社会資本整備総合交付金」を創設する。これにより、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に支援し、また手続きを簡素化することで、地方公共団体による密集市街地整備のいっそうの推進を図る。

(平成23年度以降)

【行政刷新会議「事業仕分け」評決結果】(平成22年4月23日)

- (独)住宅金融支援機構
 - <対象>住宅資金貸付業務(まちづくり関連)
 - <評決結果>事業の廃止

<評決結果を踏まえた対応方針>評決結果を踏まえ、検討を進める。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局都市・地域安全課（課長 高橋 忍）
住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 伊藤 明子）
住宅局住宅総合整備課住環境整備室（室長 木下 一也）
関係課：都市・地域整備局都市計画課（課長 樺島 徹）
都市・地域整備局市街地整備課（課長 望月 明彦）
都市・地域整備局街路交通施設課（課長 松井 直人）
都市・地域整備局公園緑地・景観課（課長 小林 昭）
都市・地域整備局まちづくり推進課（課長 栗田 卓也）
住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 瀬口 芳広）
住宅局市街地建築課（課長 井上 勝徳）

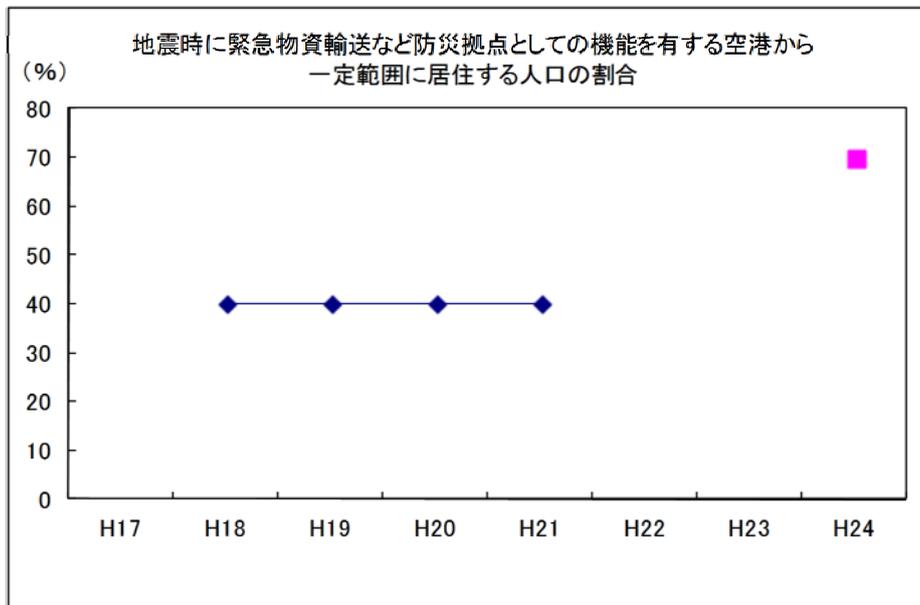
指標 16 (業績指標 153)

地震時に緊急物資輸送など防災拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口の割合

評価	
A-2	目標値：約7割（平成24年度） 実績値：約4割（平成21年度） 初期値：約4割（平成18年度）

<p>(指標の定義) 地震時に緊急物資輸送など防災拠点としての機能を有する空港から一定範囲（100km圏内）に居住する人口の割合（一定範囲に居住する人口／日本の総人口）</p> <p>(目標設定の考え方・根拠) 地震時の緊急物資輸送等を円滑に行うため、空港の耐震性向上を進めることにより、防災拠点としての機能を有する空港から100km圏内に居住する人口の割合を高める。</p> <p>(外部要因) なし</p> <p>(他の関係主体) 地方管理空港の空港管理者である地方公共団体</p> <p>(重要政策) 【施政方針】 なし 【閣議決定】 なし 【閣決（重点）】 社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」 【その他】 なし</p>
--

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	H24
—	約4割	約4割	約4割	約4割	約4割



<p>事務事業の概要</p> <p>主な事務事業の概要 地震災害時に、空港が災害復旧支援、航空ネットワークの維持、背後圏経済活動の継続性確保など様々な役割を果たすことが出来るよう、基本施設等※の耐震性の向上を推進する。 ※滑走路、誘導路など</p> <p>関連する事務事業の概要 該当なし</p>
--

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成21年度時点で事業が完了した空港がないため、指標は横ばい状態にある。

(事務事業の実施状況)

空港の耐震性向上の事業は、毎年度実施内容を計画し、平成19年度に仙台空港などの基本施設の耐震調査を実施（平成19年度 22億円※）、平成20年度に仙台空港の基本施設の耐震工事に着手（平成20年度 100億円※）、平成21年度に新千歳、新潟、大阪国際空港の耐震工事に着手（平成21年度 77億円※）した。また、平成22年度には広島、高松、鹿児島空港の耐震工事に着手する予定（平成22年度 50億円※）であり、目標の達成に向け順調に進んでいる。

※空港等の耐震対策にかかる空港整備勘定の予算総額

課題の特定と今後の取組みの方向性

空港の耐震工事の特性（年度当たりの施工面積が限られることや事業費が大きいことから、工事を完成させるためには、早くても5年程度の期間が必要）から指標は横ばい状態であるが、すでに多くの事業に着手しており、事業に着手済みの空港の耐震性向上事業が全て完了した場合には、当該空港から100km圏内に居住する人口が目標値約7割時の8,500万人以上となり、現在これらの空港の耐震性向上の事業を予定どおり進めている最中であることから、順調であるとして「A」と評価した。また、耐震性の確認を早急に進めるとともに、耐震事業を着実に実施することから「2」と評価した。

平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

なし

(平成23年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：航空局空港部技術企画課（課長 干山 善幸）

関係課：航空局空港部計画課（課長 池上 正春）

指標 17 (業績指標 133)

大規模地震が特に懸念される地域における港湾による緊急物資供給可能人口

評価

A-2	目標値：約 2,700 万人 (平成 24 年度) 実績値：約 2,510 万人 (平成 21 年度) 初期値：約 2,400 万人 (平成 19 年度)
-----	---

(指標の定義)

大規模地震の切迫性の高い観測強化地域(注1)、特定観測地域(注2)並びに東海地震、東南海・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の各地震防災対策推進地域内の港湾(119港)において、耐震強化岸壁等の整備により、緊急物資等の供給が可能な人口。

(注1) 地震予知連絡会が選定。異常が発見された場合に、さらに観測を強化して異常を確かめる必要のある地域を指す。具体的には南関東、東海の2地域。

(注2) 地震予知連絡会が選定。要件は、①過去に大地震があつて最近大地震が起きていない、かつ②活構造地域、さらに③最近地殻活動が活発で、④社会的に重要な地域であること。具体的には宮城県東部、福島県東部、名古屋・京都・大阪・神戸地区等

(目標設定の考え方・根拠)

地震発生時の切迫性が特に高い地域等を優先的に整備することによって、緊急物資を供給できる人口を増加させることとし、港湾の位置、整備状況等を考慮しつつ、目標を設定。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体(事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

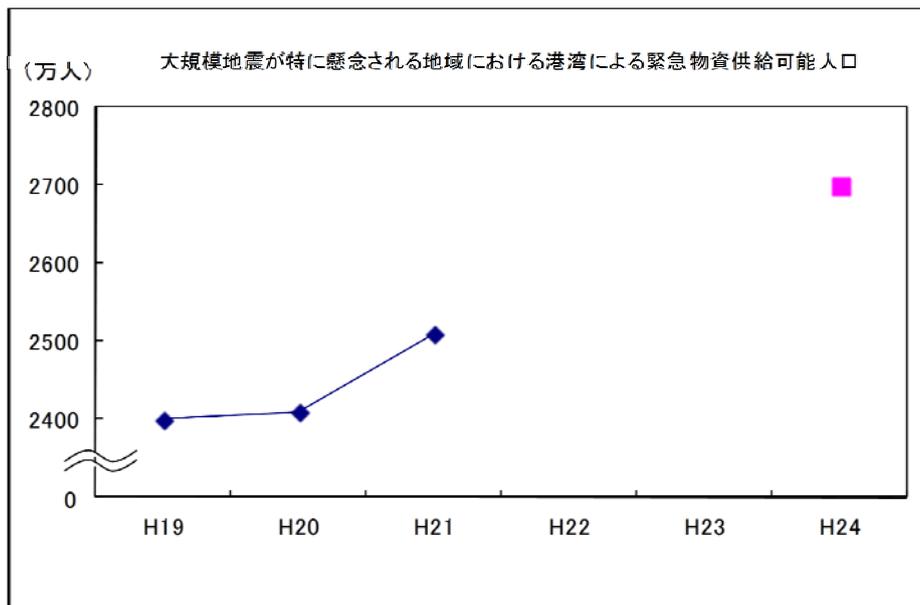
【閣決(重点)】

・社会資本整備重点計画(平成 21 年 3 月 31 日)「第 2 章及び第 5 章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H17	H18	H19	H20	H21	
-	-	約 2,400 万人	約 2,410 万人	約 2,510 万人	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

耐震強化岸壁の整備 (◎)

- ・人口や産業が集中する臨海部において、大規模地震発生時における避難者や緊急物資等の輸送機能を確保するため、耐震強化岸壁を整備する。

予算額：港湾整備事業費 3,733億円の内数（平成21年度）

(注) ◎を付した施策目標は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

- ・基幹的広域防災拠点の整備・運用、緊急輸送ルートに接続する臨港道路の耐震補強、緑地等オープンスペースの確保

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成21年度の実績値は約2,510万人と、平成20年度の実績値より約100万人増加した。現在、指標対象である耐震強化岸壁のほぼ全てが整備着手済みであること、また、平成21年度の実績値が大幅に増加したことから、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

(事務事業の実施状況)

- ・耐震強化岸壁の整備にあたっては、平成18年度から22年度までの5年間に耐震強化岸壁の整備を緊急的に進めるために策定された「耐震強化岸壁緊急整備プログラム」(平成18年3月)に基づき、計画的な整備の推進を図っている。平成21年度においては、東京港等25港において整備を推進。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成21年度の実績値は約2,510万人と、平成20年度の実績値より大幅に増加したこと、また、現在、指標対象である耐震強化岸壁のほぼ全てが整備着手済みであり、目標年次までに供用すると考えられることから、A-2と評価した。平成22年度も「耐震強化岸壁緊急整備プログラム」に基づき、計画的な整備の推進を図る。

平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

「耐震強化岸壁緊急整備プログラム」の見直し

(平成23年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：港湾局海岸・防災課(課長 梶原 康之)

関係課：港湾局計画課(課長 高橋 浩二)

指標18（業績指標69）

防災拠点と処理場を結ぶ下水管きよの地震対策実施率

評価

B-1	目標値：約56%（平成24年度） 実績値：約29%（平成20年度） 初期値：約27%（平成19年度）
-----	--

（指標の定義）

防災拠点・避難地と下水処理場を結ぶ下水管きよのうち、耐震化もしくは計画的な減災対策が行われている割合。
 （分母）防災拠点・避難地と下水処理場を結ぶ下水管きよの延長
 （分子）耐震化もしくは計画的な減災対策が完了している下水管きよの延長

（目標設定の考え方・根拠）

防災拠点・避難地と終末処理場を結ぶ下水管きよの延長のうち、政令指定都市及び県庁所在都市においては耐震化もしくは計画的な減災対策を100%実施することとし、その他の都市については実施予定の整備量により、目標値を設定。

（外部要因）

地元の調整状況等

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。」（第4章5.）

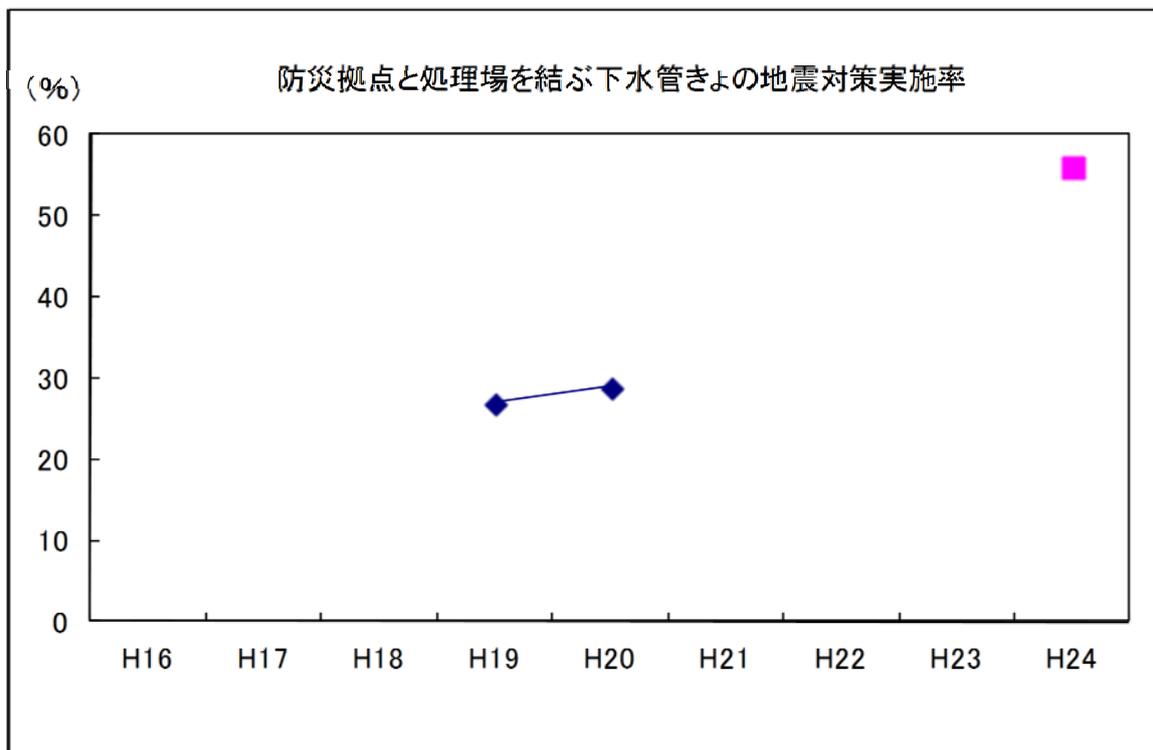
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章、第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				（年度）	
H17	H18	H19	H20	H21	
—	—	約27%	約29%	（集計中）	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○ 下水道施設の地震対策の推進 (◎)

管きよの耐震化や計画的な減災対策等の促進を図り、下水道施設の地震対策を推進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。

予算額 6, 328億円の内数(平成21年度国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・当指標の平成21年度の実績値は集計中であるが、平成20年度の実績値は約29%で、平成19年度から約2%昇している。平成19年度から平成20年度のトレンドを延長すると平成24年度は目標値を下回る。

(事務事業の実施状況)

・新潟県中越地震での甚大な施設被害の発生を受け、平成17年度に下水道法施行令を改正し構造基準を制定した。

・平成18年度に創設した下水道地震対策緊急整備事業に代え、平成21年度に重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進するための事業制度として「下水道総合地震対策事業」を創設した。本事業では、DID地域を有する都市等地震対策に取り組む必要性が高い地域を対象として、避難地、防災拠点等と終末処理場とを接続する管きよの耐震化事業も補助対象としており、地震対策の推進を図った。また、本事業の実施にあたっては平成21年度より5年間以内に事業主体である地方公共団体が「下水道総合地震対策計画」を作成するよう定めている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・当指標は平成19年度からの実績によるトレンドを延長しても、平成24年度に目標値には到達しない。しかし、下水道総合地震対策事業の旧事業から継続している事業箇所98箇所に加え、平成21年度には50箇所下水道総合地震対策計画が策定され、事業箇所は148箇所になった(平成21年12月末時点)。また、平成22年に創設する社会資本整備総合交付金により、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業も含めて支援できるようになり、今後は対策の促進が見込める。以上のことから、B-1と評価した。

・下水道総合地震対策事業等により「防災」と「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を引き続き推進するとともに、被害を最小化する「減災」対策の一層の強化を図るため、下水道事業における事業継続計画(BCP)の策定や応急復旧対策のために必要な資機材の導入等を推進していく。

平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

・平成22年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」を創設する。これにより、従来は補助対象ではなかった関連施設の整備やソフト事業も含めて下水道の整備を支援し、また手続きを簡素化することで下水道整備の一層の推進を図る。

(平成23年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局下水道部下水道事業課(課長 岡久 宏史)

指標 19-1 (業績指標 78)

地震時に河川、海岸堤防等の防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の面積 (河川)

評価

A-2

目標値： 約 8,000 ha (平成 24 年度)
 実績値： 約 9,100 ha (平成 21 年度)
 初期値： 約 10,000 ha (平成 19 年度)

(指標の定義)

ゼロメートル地帯等 (注) において、河川管理施設や海岸保全施設の大規模な地震に対する強度が不十分なため、浸水被害からの防護が不十分な地域の面積

(注) 地盤面が海水面より低い地域

ここでは海水面の高さを朔望平均満潮位 (大潮時の平均的な満潮位) と定義しており、一般的な標高を表す海拔 0m 以上の土地も“ゼロメートル地帯等”に含む。

(目標設定の考え方・根拠)

長期的にゼロを目指すことを目標に、平成 24 年度までに達成可能な値として設定

(外部要因)

地元調整の状況等

(他の関係主体)

農林水産省、地方公共団体 (事業主体)

(重要政策)**【施政方針】**

- ・ 第 169 回国会 施政方針演説 (平成 20 年 1 月 18 日)

「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」

【閣議決定】

- ・ 経済財政改革の基本方針 2008 (平成 20 年 6 月 27 日)
大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。(第 5 章 3.)
- ・ 国土形成計画 (平成 20 年 7 月 4 日)
様々な自然災害に的確に対応するための具体の施策 (第 2 部第 5 章第 2 節)
- ・ 国土利用計画 (全国計画) (平成 20 年 7 月 4 日)
国土の保全と安全性の確保 (3. (4))

【閣決 (重点)】

- ・ 社会資本整備重点計画 (平成 21 年 3 月 31 日)「第 2 章及び第 5 章に記載あり」

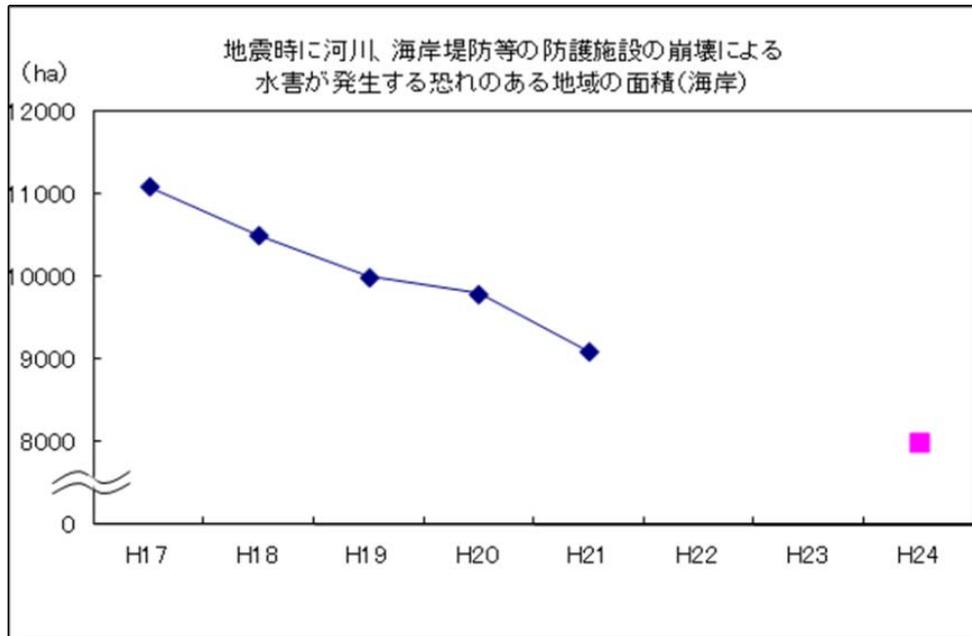
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H17	H18	H19	H20	H21
約 11,100ha	約 10,500ha	約 10,000ha	約 9,800ha	約 9,100ha



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ①堤防等河川管理施設の耐震化 (◎)
大規模な地震に対する強度が不十分な堤防等河川管理施設の耐震化を推進し、地震に対する安全度向上を図る。
予算額：河川事業費 6, 293 億円（平成 21 年度）の内数
 - ②海岸保全施設の耐震化 (◎)
大規模な地震に対する強度が不十分な海岸保全施設の耐震化を推進し、地震に対する安全度向上を図る。
予算額：海岸事業費 1, 027 億円（平成 21 年度）の内数
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・平成 21 年度の実績値は約 9, 100 ha であり、トレンドを勘案しても、目標達成に向けて着実な進捗を示している。

(事務事業の実施状況)

・平成 21 年度においては、西尾海岸（愛知県）、三河港海岸（愛知県）等において、堤防の耐震化対策等、大規模な地震に対する強度が不十分な施設を耐震化する事業を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は目標達成に向けて着実な進捗を示していることから、A-2 と評価した。
- ・我が国の沿岸においては大規模な地震の発生が高い確率で予想されている。また、平成 16 年 12 月のインドネシア・スマトラ島沖大規模地震、平成 17 年 8 月の米国のハリケーン・カトリーナも契機となって津波や高潮被害の恐れがある地域の安全確保が緊急な課題となっている。対策にあたっては、計画的な投資と事業展開が必要であるとともに、効率的な事業執行を図っていく必要がある。
- ・今後とも、堤防の耐震化対策等、大規模な地震に対する強度が不十分な施設を耐震化する事業を東海、東南海・南海地震等による被害が予想される地域等において推進していく。

平成 22 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 22 年度)

なし

(平成 23 年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：河川局治水課（課長 細見 寛）
関係課：河川局海岸室（室長 五十嵐 崇博）
港湾局海岸・防災課（課長 梶原 康之）

指標 19-2 (業績指標 90)

地震時に河川、海岸堤防等の防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の面積 (海岸)

評価

A-2

目標値： 約 8,000 ha (平成 24 年度)
 実績値： 約 9,100 ha (平成 21 年度)
 初期値： 約 10,000 ha (平成 19 年度)

(指標の定義)

ゼロメートル地帯等 (注) において、河川管理施設や海岸保全施設の大規模な地震に対する強度が不十分なため、浸水被害からの防護が不十分な地域の面積

(注) 地盤面が海水面より低い地域

ここでは海水面の高さを朔望平均満潮位 (大潮時の平均的な満潮位) と定義しており、一般的な標高を表す海拔 0m 以上の土地も “ゼロメートル地帯等” に含む。

(目標設定の考え方・根拠)

長期的にゼロを目指すことを目標に、平成 24 年度までに達成可能な値として設定

(外部要因)

地元調整の状況等

(他の関係主体)

農林水産省、地方公共団体 (事業主体)

(重要政策)**【施政方針】**

- ・ 第 169 回国会 施政方針演説 (平成 20 年 1 月 18 日)

「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」

【閣議決定】

- ・ 経済財政改革の基本方針 2008 (平成 20 年 6 月 27 日)
大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。(第 5 章 3.)
- ・ 国土形成計画 (平成 20 年 7 月 4 日)
様々な自然災害に的確に対応するための具体の施策 (第 2 部第 5 章第 2 節)
- ・ 国土利用計画 (全国計画) (平成 20 年 7 月 4 日)
国土の保全と安全性の確保 (3. (4))

【閣決 (重点)】

- ・ 社会資本整備重点計画 (平成 21 年 3 月 31 日) 「第 2 章及び第 5 章に記載あり」

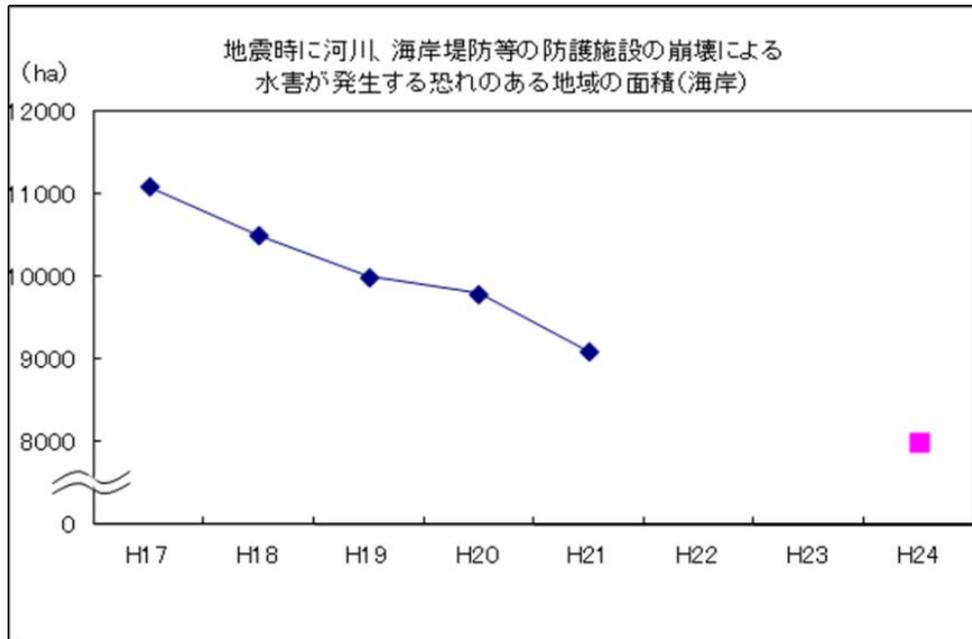
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H17	H18	H19	H20	H21
約 11,100ha	約 10,500ha	約 10,000ha	約 9,800ha	約 9,100ha



事務事業の概要

主な事務事業の概要

①堤防等河川管理施設の耐震化 (◎)

大規模な地震に対する強度が不十分な堤防等河川管理施設の耐震化を推進し、地震に対する安全度向上を図る。

予算額：河川事業費6,293億円(平成21年度)の内数

②海岸保全施設の耐震化 (◎)

大規模な地震に対する強度が不十分な海岸保全施設の耐震化を推進し、地震に対する安全度向上を図る。

予算額：海岸事業費1,027億円(平成21年度)の内数

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・平成21年度の実績値は約9,100haであり、トレンドを勘案しても、目標達成に向けて着実な進捗を示している。

(事務事業の実施状況)

・平成21年度においては、西尾海岸(愛知県)、三河港海岸(愛知県)等において、堤防の耐震化対策等、大規模な地震に対する強度が不十分な施設を耐震化する事業を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は目標達成に向けて着実な進捗を示していることから、A-2と評価した。
- ・我が国の沿岸においては大規模な地震の発生が高い確率で予想されている。また、平成16年12月のインドネシア・スマトラ島沖大規模地震、平成17年8月の米国のハリケーン・カトリーナも契機となって津波や高潮被害の恐れがある地域の安全確保が緊急な課題となっている。対策にあたっては、計画的な投資と事業展開が必要であるとともに、効率的な事業執行を図っていく必要がある。
- ・今後とも、堤防の耐震化対策等、大規模な地震に対する強度が不十分な施設を耐震化する事業を東海、東南海・南海地震等による被害が予想される地域等において推進していく。

平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

なし

(平成23年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：河川局海岸室(室長 五十嵐 崇博)
 港湾局海岸・防災課(課長 梶原 康之)
 関係課：河川局治水課(課長 細見 寛)

指標 20 (業績指標 65)

一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合

評価

A-2	目標値：約35% (平成24年度) 実績値：約26% (平成21年度) (速報値) 初期値：約25% (平成19年度)
-----	---

(指標の定義)

人口20万人以上の大都市（東京特別区、政令指定都市、中核市、特例市）（分母）における、災害応急対策施設のうち、「備蓄倉庫」、「耐震性貯水槽」、「放送施設」が整備され、地域の避難・防災の拠点となる面積10ha以上のオープンスペース（注）が確保された都市（分子）の割合（なお、東京特別区及び政令指定都市においては、区を1都市と扱う。）

（注）誰もが簡単にアクセスできて、持続性が担保される公的空間。

(目標設定の考え方・根拠)

都市の防災機能の向上を図るため、長期的には100%を目指している。これまでの実績を踏まえつつ、地方公共団体の防災拠点、避難地の整備予定量から、平成24年度の目標値約35%を設定。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

- ・第162回国会 施政方針演説（平成17年1月27日）「国内の被災地が迅速に復旧事業に取り組めるよう、激甚災害指定を行い、補正予算を編成しました。一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・第166回国会 施政方針演説（平成19年1月26日）「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするよう努めます。」

【閣議決定】

- ・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）「集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、渇水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。」

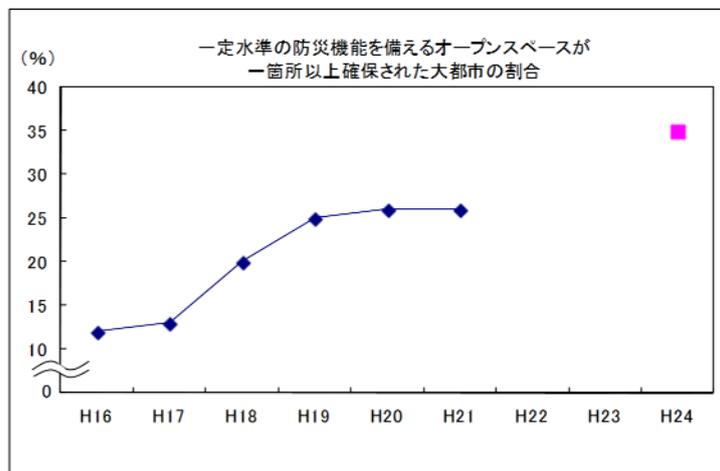
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
約13%	約20%	約25%	約26%	約26%	(速報値)



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○防災公園の整備（◎）

災害時の避難地や防災拠点となる防災公園の整備により、都市の防災機能の向上を図り、安全で安心できる都市づくりを推進する。

予算額：都市公園防災事業費補助 約 277 億円の内数（平成 21 年度国費）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

○防災公園となる国営公園の整備

災害時の避難地や防災拠点となる国営公園の整備により、都市の防災機能の向上を図り、安全で安心できる都市づくりを推進する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 21 年度の実績値（速報値）は、約 26% となり、当該年度においては都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を創設したところであり、今後は実績値の更なる増加が見込まれるため、目標値の達成に向けて順調であると推測される。

（事務事業の実施状況）

都市における防災機能を強化し、安全で安心できる都市づくりを推進するため、帰宅困難者対策のための既存公園の防災機能強化や、震災時の避難地や防災拠点となる都市公園等の整備を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・平成 21 年度の実績値（速報値）は、約 26% となり、当該年度においては都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を創設したところであり、今後は実績値の更なる増加が見込まれるため、目標値の達成に向けて順調であると推測される。

・都市における防災機能を強化し、安全で安心できる都市づくりを推進するため、平成 22 年度も引き続き災害時の避難地や防災拠点となる都市公園等の整備を推進していく必要があることから、A-2 と評価した。

平成 22 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 22 年度）

防災公園等機能強化推進事業及び防災公園・市街地一体整備事業を廃止し、効果の高い事業への重点化を図る。

（平成 23 年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局公園緑地・景観課（課長 小林 昭）